

業務用エアコン、冷蔵機器をお持ちの管理者様へ

# フロン排出抑制法 による 法定点検制度 をご存じですか？

簡易点検：4,400円～  
(フィルター清掃を含む) (税込)

定期点検：11,000円～  
(1台につき) (税込)

※設置場所や機器の台数によって追加料金となりますので事前にお見積りさせていただきます。  
※秋田市外の場合は交通費が発生することがあります。

## フロン排出抑制法とは

エアコンや冷凍冷蔵機器等にはフロンガスが使用されています。  
フロンガスはオゾン層破壊と温室効果 (CO<sub>2</sub>の数千～1万倍) が問題となっています。  
『使用時における経年劣化などによる設備不良等の漏えい』によるフロンガスの排出量が全体の70%を占めているため、これを規制するためにできたのがフロン排出抑制法です。

該当する設備を使用する『管理者※に対しての責任』を定義づけており、罰則もあります。各都道府県が監督 (指導、助言、勧告) します。

※管理者とは主に所有者で、リース・レンタルの場合は日常的に使用している人を指します。

種類	対象機器	頻度	実施者
簡易点検	全ての業務用エアコン、冷蔵冷凍機器	3か月に1回以上	安全に実施可能な者
定期点検	①冷凍冷蔵機器定格出力7.5kw以上 ②空調機器定格出力7.5kw以上 ③空調機器定格出力50kw以上	①1年に1回以上 ②3年に1回以上 ③1年に1回以上	有資格者 (第2種冷媒フロン類 取扱技術者)

弊社では  
フィルター清掃も  
同時に行い  
ます！

点検後に  
報告書を作成  
し提出します！

また、上記機器の点検や修理、冷媒の充填・回収等の履歴を記録・保存する必要があります。

点検義務に違反した場合、50万円以下の罰金が科せられます

第一フロン類充填回収登録 [第5110217号]

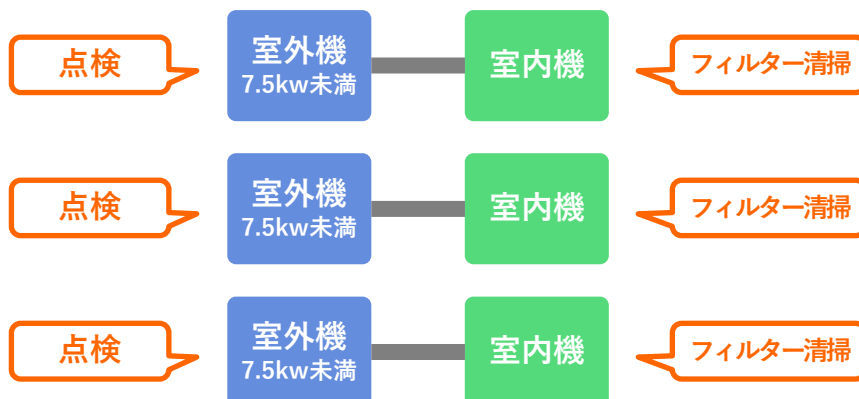
有限会社ライフ・ワーク  
☎ 018-838-5158

〒010-0816 秋田県秋田市泉字登木8番地



# － 「フロン法定点検」の作業内容と金額について －

## 簡易点検のみの場合



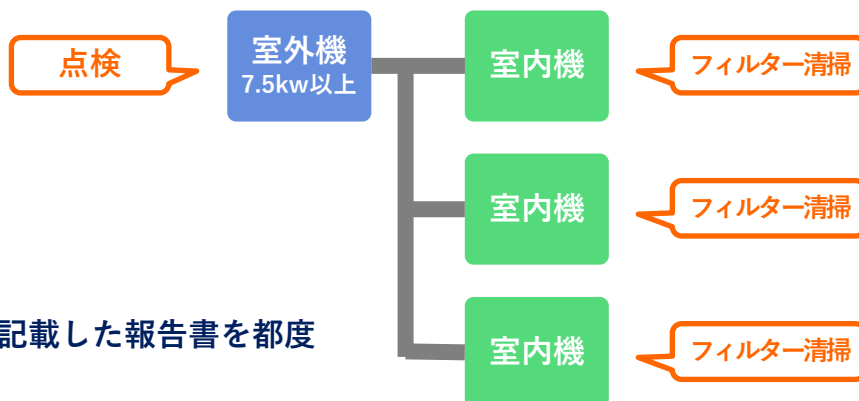
\* 上記の作業に加え、点検記録を記載した報告書を提出します。

\* 3ヶ月に1度（年4回）作業を行います。

**3台まで4,400円(税込) / 1回**

※台数が4台以上の場合、室外機の設置場所によって点検が困難な場合はお見積りさせていただきます。

## 簡易点検 + 定期点検の場合



\* 点検記録を記載した報告書を都度提出します。

\* 簡易点検を3ヶ月に1度(年4回)、定期点検を必要な時期に簡易点検と合わせて作業を行います。

定期点検と同時に行う簡易点検の費用はいただきません。

**室外機1台につき(室内機2~4台)**

● 簡易点検： 4,400円(税込) / 1回

● 定期点検： 11,000円(税込) / 1回

※室外機の設置場所によって点検が困難な場合はお見積りさせていただきます。